

06

Vol.3

第14期

2023年

# 在住協通信

JTA 一般社団法人日本在来工法住宅協会  
Japan Traditional Wooden Home Association

伝統の技術を未来へ。

## Interview File no. 02

### 会員インタビュー

首都圏地区  
神奈川エリア支部長  
株式会社野村住建  
代表取締役/棟梁  
野村 浩也 さん

## 今月号の見出し

- ・ 会員インタビュー
- ・ 特定技能について  
外国人雇用制度のご紹介
- ・ 外国人材について  
よくあるご質問 Q&A
- ・ 新規会員様のご紹介
- ・ 在住協事務局便り



## Zaijyu Kyoko's Pickup!



大好評の  
会員インタビュー  
第2回目です！

みなさま、こんにちは！  
在住協通信のナビゲーター、  
在住協子（ざいじゅうきょうこ）  
です。

今回の「会員インタビュー」  
は、先月号に続き、首都圏地区神  
奈川エリア支部長の野村さんで  
す。技術編として現場にお邪魔  
し、奥様から伺ったとおきのお話  
を、ぜひじっくりお読みくだ  
さい。

野村さん、節子さん、お忙しい中  
ご協力いただき、誠にありがとう  
ございました。



節子さんと野村さん

## 現場では「5S」整理・整頓・清掃・清潔・しつけを徹底

### 技術の継承、弟子との関係

これまで何人もの弟子を育ててきた野村さん。でも10年前を最後に立ち立した弟子はいません。

「20年前は、人のつながりで成り手が自然に集まりました。今は求人募集をしても、一人の応募さえない時代になりました。人材の確保が一番の課題です」

（野村さん）

これまで40年、数多くの住宅を手掛けられました。来年還暦を迎える今は、体と相談し、無理をしすぎず、長く棟梁を続けることを目標にされています。頼られ必要とされる、みんなが喜ぶ仕事を続けたいと言われる野村さん。

人材不足の中、弟子や後輩を思いやり、技術、経営、事務処理の事まで、気兼ねなく相談出来る柔軟さに、懐の深い『現代の親方』の誇りを感じました。

### 地域の棟梁として、地域材の活用

小田原市の補助金を受けた、耕作放棄地の解消や再生可能エネルギーの普及促進に取り組む合同会社「小田原かなごてファーム」のソーラーシェアリング事業実験場に関わられています。

地域材ひのきを野村さんの匠の技で組み上げ、耐久性を実験中。

新しい地産地消にも力を貸す、まさに地域の棟梁です。

### 在来工法への思い

木造軸組・2×4・鉄骨・RCと、全ての工法に携わられる中で、住まいとしてお勧めするなら、在来工法とのこと。

「建築コストのバランスとリフォームのしやすさが一番です。何よりも、日本の住まいは、やっぱり木が落ち着きますね」（野村さん）

20年以上、野村さんと伴走されている奥様の節子さんにもお話を伺いました。

「リフォーム現場などで、大壁の上から、まるでレントゲンで骨を見るように、ぴたりと柱をあてる様子を見ると、本当にすごいと思います。上棟の時も、上に見える姿にいまだに格好いい！と思います」（節子さん）

この奥様の明るく温かい支えが、野村さんの強さと優しさの源のようです。



(2023年4月18日撮影)

## 外国人雇用制度のご紹介

# 特定技能について



深刻化する人材不足に対応するため、1つの解決策として外国人雇用制度をご紹介しております。改めて制度を知り、活用のきっかけになればとの思いから、今期3回シリーズで制度についてご紹介します。詳細は右記のQRコードよりご確認ください。



詳細資料は、メール会員様には同時配信しております

Series 1 今回のご紹介  
受入事例共有

Series 2 2023年10月予定  
制度について

Series 3 2024年2月予定  
雇用企業座談会

### 最近ニュースでよく聞く「技能実習制度」との違いは？

「技能実習制度」は、開発途上国への技能移転が目的で、期間が終了すると帰国します。一方、「特定技能制度」は、人材不足解消が目的で、通算で最大5年まで、2号の場合は更新回数に制限なく日本で働き続けられます。

2023年4月の政府の有識者会議で「技能実習制度」を廃止し、実態に即した新制度へ移行する中間報告が示されています。シリーズ2では政府発表を待ちつつ、最新情報をまとめてお伝えする予定です。

### 受入れにご興味のある方はお気軽にこちらにご相談下さい

出入国在留管理庁の登録をうけた「登録支援機関」

#### (一社) 雇用創出支援機構【ECS】

東京都台東区浅草橋1-1-15 原田ビル6階

TEL:03-6240-9360

MAIL:s.iida@tokuteiginou.or.jp

担当：飯田様

在住協では、特定技能人材の相談・紹介や、登録支援サービスなどをトータルサポートする支援機関をご紹介します。

ご相談の際は「在住協会員です」とお伝えいただくと、やりとりがスムーズです。



## We are members!



## 在住協会員数

第14期 (2023年度)	会員数	前月対比	期首対比
5月	2,796	+8	+11

## 新規会員様のご紹介

北大阪安全協力会様  
(12件/大阪府・京都府・奈良県)

新規入会の皆様  
末永くよろしくお祈り致します

### お知らせ

## 会員集会ご参加のお願い

6/28 (水) 開催の「会員集会」のお申し込みはお済みですか？  
まだの方は、ぜひ下記フォームよりお申込み下さい。



<https://onl.bz/z4GegAg>



ただいま現地参加、オンライン参加共に、続々とお申込みをいただいております。

皆さまにお会いできることを心より楽しみにしております。



## 外国人材についてよくあるご質問 Q&A



受入負担金という名目で請求書が届きました。これは何ですか？

### 1. 受入負担金とは？

特定技能外国人を受入れた際に、毎月発生する費用です。金額は受入れ外国人により12,500～20,000円と段階的に変わります。  
(2023年5月現在)

### 2. 支払い・徴収のしくみ

支払先は、建設分野の特定技能外国人就労を総合管理する(一社)建設技能人材機構【JAC】です。在住協はJAC正会員として、会員の受入負担金を徴収し、JACへの一括支払いを担っています。

### 3. 請求元データ

受入負担金は、国交省の「外国人就労管理システム」の登録データに基づき、JACから毎月請求されます。退職時など、データ更新を忘れないようご注意ください。



### 【特定技能外国人制度に関するお問い合わせ窓口】

特定技能外国人の制度や就労管理システムの操作方法に関するお問い合わせは、建設技能人材機構【JAC】ヘルプデスク 0120-220-353 (平日9:00～17:30)へお願いいたします。

## 在住協事務局便り 鈴木のつぶやき

特定技能外国人受入れによる、お問合せが増えております。私達も会員様から頂くご質問で気づくこともあり、勉強の日々です。ただ、制度をあまり理解せず特定技能外国人を受入れた企業様もいらっしゃるのが現実です。この制度の正しい理解や活用推進のため、少しでもお役に立てるよう今期は3回シリーズで制度のご紹介をいたします。ぜひご確認ください。



発行元

一般社団法人 日本在来工法住宅協会  
Japan Traditional Wooden Home Association

〒108-0074

東京都港区高輪2丁目14番18号 グレイス高輪207

TEL : 03-6408-0285 FAX : 03-6408-0286

E-mail : zairai@jtha.jp HP : <https://jtha.jp/>



(2/2)



フェイスブックでも配信中です。  
お友達追加をお願いします！

Find us on  
Facebook

「フェイスブック 在住協」で検索



2023年6月吉日発行